

事 務 連 絡
令和7年12月16日

各都道府県下水道行政担当部（局）殿
政令指定都市下水道事業管理者 殿
（各地方整備局等河川部等経由）
市町村下水道事業管理者 殿
（各都道府県経由）

国土交通省
大臣官房 参事官（上下水道技術）
水管理・国土保全局 下水道事業課長

北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴う対応の解除について

北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴う対応について、令和7年12月9日付事務連絡「北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴う対応について」にてお知らせしたところですが、今般、令和7年12月16日0:00をもって解除しましたので、その旨お知らせします。

なお、対応については解除されましたが、引き続き、下水道BCP等の点検・見直しや関係機関との連絡体制等の確認を行うとともに、定期的な防災訓練の実施等、日頃からの地震への備えを行うようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く）に対して周知・助言方をお願いいたします。

以上